

## 第32回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 令和8年2月10日(火)

午前8時58分～午前10時43分

2.場 所 遠賀町中央公民館 3階 会議室3

## 第32回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年2月10日(火) 午前8時58分～午前10時43分

2. 場所 遠賀町中央公民館 3階 会議室3

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 2月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員

3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)



議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件、農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件、農地法第 5 条申請における完了確認 1 件、農用地利用集積計画の承認について 1 件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 1 ページをお開きください。付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町にお住まいの●●●●さん、譲渡人が若松にお住まいの●●●●さんです。譲受人の職業は会社員となっておりますが、実際には町内で会社員をされながら農業もされています。そのため今回 3 条の申請が上がっております。なお、付議案件②および③も同一人物です。申請地が 3 ページの字図にありますように大字鬼津字阿弥陀畑 2 6 2 7 番で、地目は畑、面積は 6 4 3 m<sup>2</sup>です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は 1 4, 6 1 5 m<sup>2</sup>で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大であり、特段問題はないものと思われま

続きまして議案書の 4 ページをお開きください。付議案件②農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町にお住まいの●●●●さん、譲渡人が若松にお住まいの●●●●さんです。

申請地が6ページの字図にありますように大字鬼津字阿弥陀畑2626番で、地目は畑、面積は545㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は14,615㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われま

続きまして議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が岡垣町にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が若松にお住まいの●●●●●さんです。

申請地が9ページの字図にありますように大字鬼津字阿弥陀畑2625番1で、地目は畑、面積は1,439㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は14,615㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題ないものと思われま

続きまして議案書の10ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が虫生津にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が虫生津にお住まいの●●●●●さんです。

申請地が12ページの字図にありますように大字虫生津字黒松1340番で、地目は畑、面積は466㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

こちらの議案については始末書の添付がされていますので、説明の最後に皆さんと確認を行わせていただきます。

13ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚

水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除は、特段ありません。

14ページが現況平面図です。北、南、東側は公衆用道路、西側は譲受人所有の山林および宅地と接しています。

用地造成に伴う被害防除は特段ありません。

15ページが土地利用計画図および排水計画図、縦横断図です。昭和49年より、図のとおり畑に越境して住宅が建築されています。南に向かって勾配がついているため、雨水は申請地南側の公衆用道路に既設の側溝へ水路放流、汚水・生活雑排水も同じく申請地南側に接する公衆用道路に既設の公共下水道への接続となっております。

16ページが建物の平面図です。

17ページが建物の立面図です。

平面図・立面図のとおり、住宅が建築されています。

18ページが関係者説明に関する調査票です。今回隣接する農地はありません。

19ページが始末書です。

続きまして議案書の20ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が若松に事業所を置く株式会社●●●● 代表取締役●●●●さん、譲渡人が福岡市にお住まいの●●●●さんです。

申請地が22ページの字図にありますように大字鬼津字五反田654番8で、地目は田、面積は227㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

こちらの議案については始末書の添付がされていますので、説明の最後に皆さんと確認を行わせていただきます。

23ページが事業計画書です。事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は駐車場です。本申請は一時転用で、期間は5



の地番が大字木守字南溝端 8 5 0 番 1 を含む延べ 9 2 筆にまたがる箇所、保留地では街区番号が 4、2 2、2 3、2 4、画地番号が順に 2、1 2 から 1 8、4 から 1 9 の箇所になります。面積は合計 1 8, 6 7 1. 9 4 m<sup>2</sup>です。

申請理由は令和 8 年度下半期販売予定保留地造成工事に着手するためとなっております。

3 3 ページが保留地の位置図です。

3 4 ページが街区番号 4 の保留地の位置図です。北に遠賀川駅があり、申請地は左下の④の街区にあります。

3 5 ページが底地図です。街区番号 4 のうち一番左下に小さく③とあり、③を除く南側半分②が申請地です。

3 6 ページが街区番号 2 2 から 2 4 の保留地位置図です。こちらも北側に遠賀川駅があり、申請地は②③④の街区になります。

3 7 ページから 3 9 ページが底地図です。まず 3 7 ページの今回黒塗りされている右下から 1 2、左側に向かって 1 8 までが街区番号 2 2 の申請地になります。次に 3 8 ページも同じく色塗りされている左上が 4、時計回りに 4 の下の 1 8 までが今回の申請地となります。

3 9 ページが街区番号 2 4 の申請地となります。こちらも同じく黒塗りされている左上の 4 から時計回りに 1 9 までが申請地となります。

続きまして本日配布の追加議案書の 1 ページをお開きください。報告案件②公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。

届出人が浅木に事業所を置く有限会社●●●●●、代表取締役●●●●●さん、届出の土地が大字上別府字波打 6 4 2 番、地目は畑、面積は 1, 5 6 5 m<sup>2</sup>となっております。所有者は京都府にお住まいの●●●●●さんで、申請理由は「遠賀町発注【上別府地区（その 2 7）管路施設工事】の公共事業に伴う資材置場」となっており、町の管路施設工事受注業者による届出です。

3 ページが字図です。北側は山林、東側は公衆用道路及び池沼、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路及び原野、用悪水路と接しています。

4 ページが現況平面図です。

5 ページが土地利用計画図及び排水計画図、断面図となっております。申請地内には工事による発生土、再生チップ、埋め戻し材等の資材を置くようになっていきます。

本来一時転用が必要な案件ですが、公共事業に関連した農地の一時使用で許可不要と事務局で判断したため、届出を受理しています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 9 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 2 5 分

議長 それでは再開します。  
付議案件①を議題に供します。  
地区担当の私三原および秦公美委員から報告します。

農業委員 (1 番) 現地はボートレース場の裏の方、耕作放棄地が目立つ場所です。今回こういう形でされるということはどちらかといえば前向きで良いことではないかと感じております。問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員 (1 番) 問題ないと思われま。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。  
続きまして付議案件②を議題に供します。  
同じく地区担当の私三原および秦公美委員から報告をお願いします。

農業委員 (1番) 付議案件①と同じく、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

推進委員 (1番) 問題ないと思われまますので審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。  
続きまして付議案件③を議題に供します。  
同じく地区担当の私三原および秦公美委員から報告をします。

農業委員 (1番) 付議案件①、②と同じく問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

推進委員  
(1番) 問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。  
続きまして付議案件④を議題に供します。  
地区担当の安藤敏生委員および白石元弘委員から報告をお願いします。

農業委員  
(2番) 始末書がついておりますが、農地法について十分理解していないという前の段階で、人の土地をよく使用したなという疑問もあります。名義変更でお父さんから譲られた方は事情を理解しておられますので今の時点では問題はないと思われれます。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員  
(2番) 問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。  
続きまして付議案件⑤を議題に供します。  
地区担当の私三原および秦公美委員から報告します。

農業委員 現地で報告しました通り、農業委員活動の中で気づき、また農作  
(1 番) 業中にも何度か目にしたということで、指摘により今回の提案と  
なっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員 特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいた  
(1 番) します。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委  
員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑤農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案  
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑤は承認されました。  
続きまして付議案件⑥を議題に供します。  
本件は転用の許可を行った土地の完了確認となります。今回の申  
請地の造成工事が完了していたか、現況が農地ではないかの 2 点  
が承認する要点となります。  
地区担当の石井委員と白木委員から報告をお願いします。

農業委員 完了確認ということで、現地を見られた通り特に問題はないと思  
(3 番) われますのでご審議よろしくお願いいたします。

推進委員 現地を見ていただいた通り問題はないと思われますのでご審議よ

(3番) ろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

農業委員 (6番) よろしいでしょうか。街区の中で保留地はどうなっているのでしょうか。申請が出ているところは黒塗りのところだけで、あとの出来上がっている部分の報告はどうなりますか。

事務局 今完成しているのはこの部分だけで、これから先順次完成が出てくれば申請が出てくるという形になります。

農業委員 (6番) まだ完成していないということですか。

事務局 そうです。一部だけです。

農業委員 (6番) わかりました。

議長 他にありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請における完了確認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。  
続きまして付議案件⑦を議題に供します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の40ページをご覧ください。

40ページから44ページまでございますが、付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。

全75筆、面積は70,354㎡です。

農地利用円滑化事業および農地中間管理事業の更新、また受け手の変更等による利用集積計画となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑦は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の45ページをお開きください。報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
利用権の合意解約ですが、解約20筆、面積は34,330.7㎡となっております。

続きまして報告案件②、先ほどの当日配布の公共事業に関する農地の一時利用届出書については、現地を見ていただいたとおり、公共事業における一時的な資材置場となっております。  
報告案件は以上です。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局            その他の案件①研修旅行について説明。  
                      その他の案件②次回総会について説明。

議長                それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

                      【ありません。】の声

議長                皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

                      【ありません。】の声

無いようですので、以上をもって、第32回遠賀町農業委員会  
総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会            10時            43分